平成２２年（フ）第６５号
大分県国東市安岐町下原2578番地
債務者　**赫**並　文子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
青森県弘前市大字山王町２番地８　幸邑ハイツ６号
債務者　一戸奈緒美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２６０号
青森県弘前市大字桔梗野５丁目19番地３
債務者　因幡　眞吾
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２６３号
青森県八戸市下長５丁目３番30―24号　県営住宅
債務者　竹内恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
青森県八戸市大字湊町字中沢巻目３番地18　イーストグリーンＤ号、前住所青森県八戸市湊高台５丁目11―20　シャイニーレジデンスＡ－Ｊ
債務者　中居　竜一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
宮城県登米市米山町中津山字上待井６番地
債務者　栗原八恵子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５１７号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住３－105
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
奈良市西大寺国見町１丁目５番６―204号
債務者　佐藤　弘美（旧姓安達・相田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
奈良市朱雀６丁目13番地の３　コンフォート朱雀２Ｂ
債務者　西条　康幸
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５５３号
奈良県生駒市大門町581番地
債務者　辻本　　瞳
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８２号
奈良市六条町397番地の１
債務者　岡島美津子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
鹿児島県肝属郡肝付町岸良1622番地
債務者　神田　貴幸（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目28番25―２号
債務者　野元　哲郎
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿屋市飯隈町2983番地１
債務者　福岡　武志
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
山口県周南市大字長穂2645番地
債務者　藤本　絹江
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１９４号
島根県雲南市木次町西日登38番４地
債務者　石原　昌治
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
青森県八戸市大字沢里字藤子37番地４　ミンクスマンション１番館402
債務者　田島　友美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係